

鹿児島工業高等専門学校内部質保証規則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、鹿児島工業高等専門学校（以下「本校」という。）が自律的な組織として、本校の教育理念やミッションを達成するために、本校における教育及び研究、組織及び運営、施設及び設備並びに学生支援の状況を継続的に点検・評価し、その結果を踏まえた恒常的な見直しにより、絶えず改善・向上に取り組むことを通じて行う質の保証（以下「内部質保証」という。）に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自己点検・評価 学校教育法（昭和22年法律第26号）第123条の規定に基づき準用する同法第109条第1項及び本校学則第2条の規定に基づく、本校における教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら行う点検及び評価をいう。
- (2) 外部評価 学外の有識者が前号の結果を対象に行う検証及び評価をいう。
- (3) 第三者評価 本校とは独立した第三者組織によって選定された評価者及び評価項目等によって行われる評価（機関別認証評価等）をいう。
- (4) 部局 本校の教育研究、学生支援及び管理運営等に関する組織のうち、内部質保証を統括する組織の指示を受けて自己点検・評価及び評価結果に基づく改善の取組を行う組織をいう。
- (5) 部局長 前号に定める部局の長をいう。
- (6) ステークホルダー 本校の教育研究活動等及びその成果を、直接的、間接的に享受する人々及び組織を指し、教職員、在学生・受験生及びその家族、卒業（修了）生、卒業（修了）生の雇用者並びに本校と関係のある地域社会等をいう。

第2章 責任者及び体制

(統括責任者)

第3条 内部質保証に関する業務を統括し、最終責任を負う者として、統括責任者を置く。

2 統括責任者は、校長をもって充てる。

(推進責任者)

第4条 統括責任者を補佐し、内部質保証に関する業務を実質的に担うものとして、推進責任者を置く。

2 推進責任者は、副校長（総務企画主事）をもって充てる。

3 推進責任者は、統括責任者の付託を受けて、内部質保証に関し必要な措置を講ずるものとする。

4 推進責任者は、次条に定める部局責任者と連携し、内部質保証に関し必要な業務を行う。

（部局責任者）

第5条 部局における内部質保証に関する業務を行うものとして、部局責任者を置く。

2 部局責任者は、部局長をもって充てる。

3 部局責任者は、推進責任者と連携し、当該部局における内部質保証に関し必要な業務を行う。

（体制）

第6条 本校の運営会議を内部質保証に関する最終決定機関とする。

2 本校の内部質保証を統括する組織として、内部質保証委員会を置く。

3 本校の内部質保証体制は、別図第1に定めるとおりとする。

4 本校の内部質保証の実施に係るPDCAサイクルは、別図第2に定めるとおりとする。

第3章 自己点検・評価等

（自己点検・評価の点検項目）

第7条 自己点検・評価の点検項目は、次に掲げる方針及び評価事項を踏まえて定める。

(1) 本校の教育理念及びミッション

(2) 本校のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシー

(3) 独立行政法人国立高等専門学校機構の中期目標・計画を達成するために必要とする評価事項

(4) 第三者評価における評価事項

(5) 外部評価委員会の指摘事項に基づく評価事項

2 具体的な点検項目の選定については、自己点検・評価における点検項目の選定に関する要領に定める。

（自己点検・評価等の実施）

第8条 次条各項に定める点検・評価については、内部質保証委員会が企画、立案及び実施するものとする。

（自己点検・評価等の実施時期）

第9条 自己点検・評価は、第7条に定める評価項目について、毎年度実施するものとする。

2 外部評価は、自己点検・評価の結果について、原則として隔年度実施するものとする。

3 機関別認証評価は、学校教育法が定める期間内に受けるものとする。

4 第三者評価（機関別認証評価を除く）は、必要に応じて受けるものとする。

5 前各項に定める評価の具体的な実施時期については、内部質保証に関する実施計画に定める。

(ステークホルダーからの意見聴取)

第10条 本校は、教育研究活動等の改善・向上に資するため、教育研究活動等及びその改善・向上のための取り組みの状況について、体系的、継続的にステークホルダーの意見を聴取し、自己点検・評価に活用するものとする。

- 2 意見聴取の実施及び結果の活用に関する事項については、ステークホルダーへの各種調査とその結果の活用に関する要領に定める。

第4章 評価結果の公表と活用

(評価結果の公表)

第11条 統括責任者は、自己点検・評価、外部評価、第三者評価の評価結果を刊行物、ホームページ等によって公表するものとする。

- 2 公表の手順については、自己点検・評価等の評価結果の公表及び対応措置の実施に関する要領に定める。

(評価結果の活用)

第12条 統括責任者、推進責任者及び部局責任者は、前条の評価結果に基づき、改善が必要と認めた事項については、その改善に努めなければならない。

- 2 改善の手順については、自己点検・評価等の評価結果の公表及び対応措置の実施に関する要領に定める。

第5章 その他

(事務)

第13条 本校の内部質保証に関する事務は、総務課において処理する。

(内部質保証の点検)

第14条 統括責任者は、本規則に基づく内部質保証の実施状況について、定期的に点検を行うものとする。

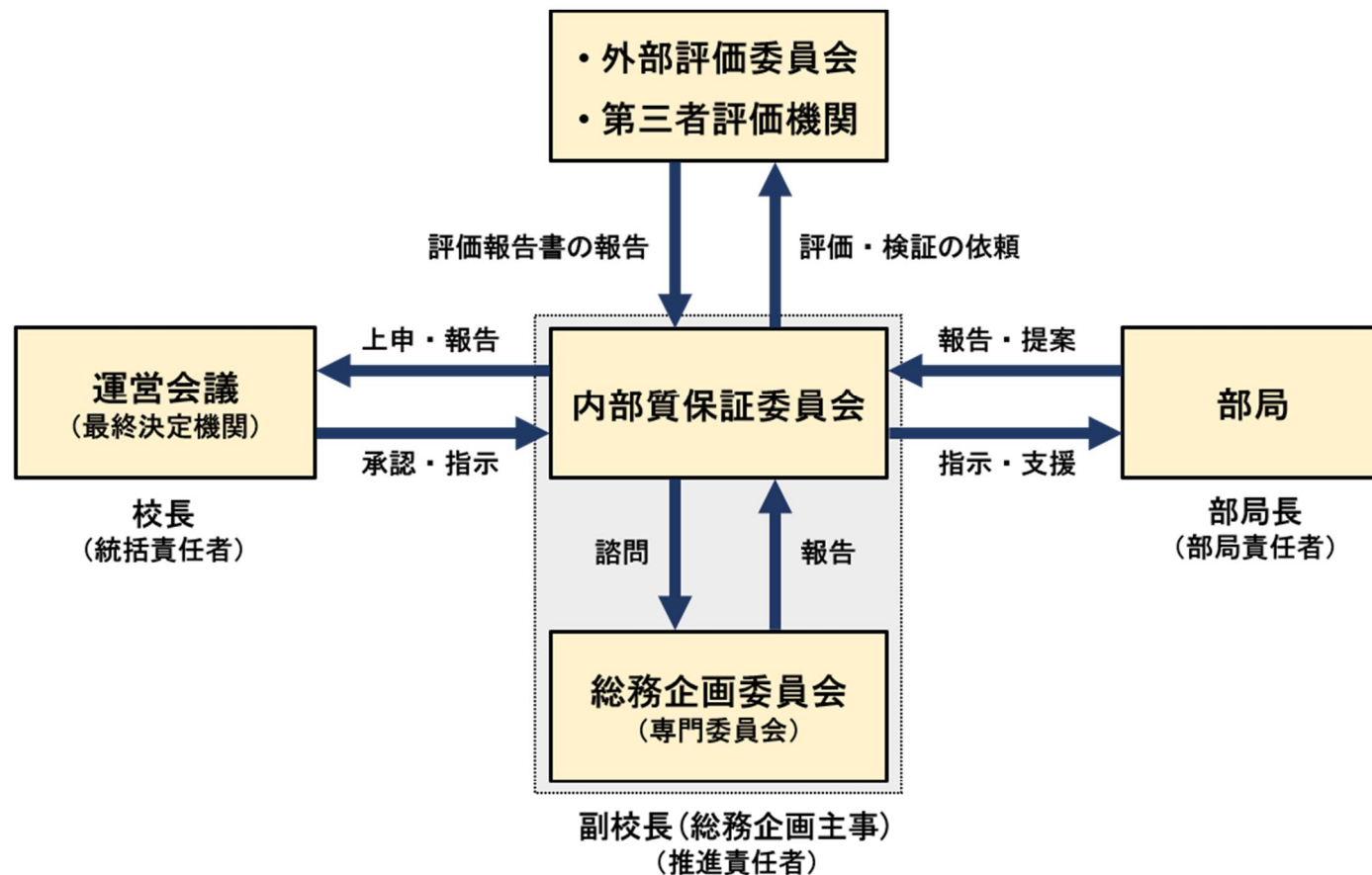
附 則

- 1 この規則は、令和6年11月6日から施行する。
- 2 鹿児島工業高等専門学校点検・評価規程（平成23年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和8年6月3日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

鹿児島工業高等専門学校 内部質保証体制図



【部局一覧】

- ・教務委員会
- ・総務企画委員会
- ・学生委員会
- ・寮務委員会
- ・研究推進・知的財産委員会
- ・専攻科委員会
- ・国際交流委員会
- ・地域共同テクノセンター運営委員会
- ・グローバル・アクティブラーニングセンター委員会
- ・情報セキュリティ推進委員会
- ・学生何でも相談室
- ・特定戦略タスクフォース
- ・入学試験委員会
- ・施設マネジメント委員会
- ・リスク管理室
- ・予算委員会
- ・生命倫理委員会
- ・いじめ対策委員会
- ・合理的配慮検討委員会
- ・成績評価妥当性点検専門委員会
- ・教学IR室
- ・安全衛生委員会
- ・FD・SD専門委員会
- ・キャリア支援室
- ・ダイバーシティ推進委員会
- ・Well-beingセンター
- ・自衛消防団
- ・教員選考委員会
- ・（優秀教員表彰）選考委員会
- ・広報センター
- ・創造デザイン工学科Ⅰ類
- ・創造デザイン工学科Ⅱ類
- ・創造デザイン工学科Ⅲ類
- ・創造デザイン工学科リベラルアーツ系
- ・総務課
- ・学生課
- ・技術室

鹿児島工業高等専門学校の内質保証PDCAサイクルの概要図

※ 部局一覧は別図第1を参照

